

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 2 日現在

機関番号：16201

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885050

研究課題名(和文)流動的多角的法律関係の準拠法に関する序論的研究：信託及び隣接法律関係を素材として

研究課題名(英文)Preliminary Study on Choice-of-Law Rules for Multiple Legal Relationships

研究代表者

八並 廉(Yatsunami, Ren)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：20735518

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題の下では、流動的多角的法律関係に関する準拠法問題の解決方法を明らかにするための序論的研究に取り組んだ。各論研究として、特に法律関係の性質決定の困難が顕著となる信託と法人をめぐる学説及び裁判例の分析に取り組んだ。また、総論研究として、将来的に流動的多角的法律関係の準拠法問題に対して体系的な解決方法を構築するために、そのような法律関係の国際私法上の性質決定について検討を進めた。総論研究においては、写像・像・逆像概念を用いて法性決定理論を再構築する可能性が発見されたことから、今後の研究課題の構築のためにも意義があった。

研究成果の概要(英文)：As a preliminary study for clarifying choice-of-law rules for multiple legal relationships, this research specifically worked on analyzing international disputes on trust and legal persons. In addition, this research found the possibility to apply the mathematical concept of mapping to the attempt for refining the legal theory of qualification.

研究分野：国際私法・国際取引法

キーワード：国際私法 多角的法律関係 性質決定

1. 研究開始当初の背景

(1) 三者以上が関与する法律関係は「多角的法律関係」と呼ばれ、その例として信託や代理等が挙げられる(椿寿男・中舎寛樹編著『多角的法律関係の研究』日本評論社 2012)。国際私法の分野においても、多角的法律関係の準拠法問題について一定の先行研究がある(大杉謙一「会社の代理・代表の実質法・準拠法」ジュリスト 1175号(2000)等)。しかし、これら先行研究のほとんどは、伝統的な多角的法律関係の成立の準拠法に焦点を絞っており、不特定多数の投資家に受益証券を販売する信託のように、当事者の構成が短期間のうちに刻々と変化していく法律関係の準拠法問題は、これまで扱われてこなかった。他方、このような流動的な多角的法律関係は近年増加しており、それをめぐる国際民事紛争解決のための法整備は喫緊の課題である。そこで、流動的多角的法律関係に関する準拠法問題の解決方法を明らかにしようとするものである。

(2) 多角的法律関係のうち、特に信託の準拠法の決定方法については、日本国際私法上、制定法も判例法もなく、先行研究も少数で伝統的信託実務のみを前提とするものに限られていた(池原季雄編『国際信託の実務と法理論』有斐閣 1990等)。この点、日本で国際私法規則を定めている「法の適用に関する通則法(2006年制定:以下「通則法」と称す)」の制定時において、信託準拠法に関する明文規定を設けるか否かが検討されたが、立法に先立つ研究業績が不足している点、及び、当時は未だ国際信託紛争が日本の裁判所で扱われたことはなかったことから従来明文規定がなくとも特段問題がなかった点を理由に、立法措置は見送られた(森田果「信託:平成国際私法の発展と展望(1)」民商法雑誌 135巻6号(2007)1019頁)。

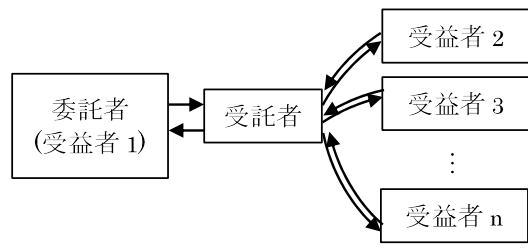
しかし、本課題の研究代表者は、2006年の信託法改正によって、信託の活用可能性が大幅に拡大されたことを契機として、国際信託訴訟が日本でも問題になるのは時間の問題と考え、信託の準拠法に関する研究に取り組んできた(課題『信託をめぐる国際民商事紛争のための法整備』で日本学術振興会特別研究員 DC1採用)。実際、2010年には、国際信託をめぐる裁判例(東京地判平成 22年 2月 10日)が登場するに至っており、この研究成果は時宜にかなうものと評価され、日本学術振興会特別研究員 PD 採用中には、国際私法学会第 126 回研究大会(2014年)での招待講演の機会を得た他、査読付き論文により研究成果を公表した。

その結果、国際信託訴訟における通則法の解釈及び適用の方法については相当程度明確化を進めることができた。しかし、以上の研究を遂行した上で、次のような疑問が残っていた。

(3) 信託に代表される多角的法律関係の中には、その関係が成立してから終了するまでの間、当事者の入れ替わりが繰り返されるものがある。その典型的な例は【図 1】に示すような、不特定多数の投資家に受益証券を販売する商事信託である。他方、国際私法において準拠法の決め方を論じる際には、問題となっている法律関係の各当事者の法的利益が、準拠法如何にどのように左右されるかを考慮することが重要とされている(国友明彦『国際私法上の当事者利益による性質決定』有斐閣 2002)。その点を考慮すると、【図 1】の商事信託のように法律関係がその当事者構成について流動性を有している場合には、訴訟時点での法律関係に、法律関係成立時の準拠法を適用することが適切か否か、検証を要するのではなかろうか。この疑問が、流動的多角的法律関係の準拠法に関する本研究課題の出発点である。

【図 1】流動的な多角的法律関係の例

(受益証券販売により不特定多数の投資家が参入又は脱退を繰り返す信託スキーム)



2. 研究の目的

(1) まず、多角的法律関係は、信託や代理だけでなく、第三者のためにする契約や跡継ぎ遺贈等も含む極めて広範な概念であるから、研究期間内に分析対象とする多角的法律関係の範囲を画定しておく必要がある。この点、本研究は、信託とその隣接法律関係(代理及び法人)に焦点を絞った。

信託は、「他の者に、一定の財産を託し、一定の行為をさせる」という点で、その隣接法律関係と親近性を有している。例えば、法人の設立は、「法人代表に、一定の目的に従って一定の財産を管理させる」効果を生むから、信託類似の効果をも有する法律行為であるといえる。両制度の類似性を考慮すると、国際私法において両制度に関する準拠法規則を連続的に議論することは有意義である。両制度を連続的に検討しておくことが、国際私法上、両制度をいかに区別するか(性質決定方法)を明確化することにも繋がるからである。信託と代理の関係についても同様である。

かかる意義及び波及効果に鑑みて、将来的に流動的多角的法律関係の準拠法問題に対して網羅的かつ体系的な解決方法を構築するための序論的研究を遂行する本研究課題

においては、信託と隣接法律関係を分析対象とした。

(2) さらに、本研究は、単位法律関係ごとに別個に蓄積されてきた諸議論を、流動的多角的法律関係の準拠法問題という新たな観点から関連づけることにより、国際私法学そのものの体系化にも寄与することも目指した。

3. 研究の方法

(1) 第1に、流動的多角的法律関係に固有の問題を洗い出し、従来提唱されてきた準拠法決定理論で解決可能なものと、従来の理論で対応できないものとして分類する作業を行った。例えば、従来の先行研究の中には、投資信託等金融商品としての信託においては、金融商品のリスクについて知識の浅い受益者を保護するために、「受益者の常居所地法」を準拠法とすべきと主張する学説もあった（島田真琴「国際信託の成立及び効力の準拠法(2)」慶應法学13号(2009)63頁以下）。しかし、複数受益者の構成が刻々と入れ替わる信託スキームについて当該学説を当てはめようとすると、「受益者の常居所地」が一つに定まらないため、信託準拠法を決定できなくなってしまう。このように、流動的多角的法律関係という視点を導入して従来の諸学説の妥当性を再評価することに取り組んだ。

(2) 第2に、流動的多角的法律関係における各当事者の利益が、準拠法の決め方如何によってどのように影響されるのかを検討することを試みた。流動的な法律関係については、これまでの国際私法学のように一時点における各当事者利益の関係を静的に把握する分析では足りず、動的なモデル分析を可能とする新たな方法論の導入まで視野に入れることも検討する余地がある。そこで、本研究では、そのようなモデル分析の可能性も視野にいれ、流動的多角的法律関係の性質決定問題を素材とし、国際私法総論研究としての法性決定理論研究にも踏み込んだ。

(3) 第3に、以上2つの検討を踏まえた上で、信託とその隣接法律関係(代理・法人等)の準拠法決定規則を、流動的スキームにも対応可能な形で再構築するための序論的考察をまとめ、成果を公表する作業を進めた。

4. 研究成果

(1) 平成26年度の研究活動においては、流動的多角的法律関係に固有の問題のうち、従来の国際私法理論によって解決できない問題を特定・整理するために、日本・欧州・米国の国際私法を対象として関連する制定法・判例法・学説の調査を実施した。

その上で、将来的に流動的多角的法律関係の準拠法問題に対して体系的な解決方法を

構築するための出発点として、特に、そのような法律関係の国際私法上の性質決定をとりあげ、検討を進めた。その成果の一部については、日本学術振興会・平成26年度育志賞研究発表会(平成26年8月20日・東京工業大学)において報告した(「逆像概念を用いた法性決定理論再構築のための序論的考察」)。

(2) 平成27年度の研究活動においては、流動的多角的法律関係に関する準拠法問題の解決において不可欠な法律関係の性質決定問題について、各論研究と総論研究に取り組んだ。

第1に、各論研究として、特に法律関係の性質決定の困難が顕著となる信託と法人をめぐる学説及び裁判例の分析に取り組んだ。特に、法人格否認が問題となった涉外判例の研究発表を行った(「外国法人を含む複数の法人に対して法人格否認の法理が適用された事例」涉外判例研究会(2016年3月・学習院大学))他、信託法学会の国際シンポジウム運営に翻訳者として携わり、比較信託法分野における最新の議論をフォローするよう努めた(翻訳原稿は「シンガポール信託法の過去・現在・未来について」信託法研究40号(2015年)31-42頁に掲載)。

第2に、総論研究として、法律関係の性質決定の理論を再構築するために、写像・像・逆像概念の応用が有用であることを発見した。この成果は、研究会報告として発表することにより、外部からのコメントを仰いだ(「性質決定理論再構築のための予備的考察：写像・像・逆像概念を用いた国際私法の機能及び構造の把握」九州国際私法研究会(2015年12月・九州大学)及び「逆像概念を用いた法性決定理論再構築の可能性」講演会『性質決定研究の現在』(2015年8月・香川大学))。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

(翻訳)ハン・ウー・タン(著)・八並 廉(訳)「シンガポール信託法の過去・現在・未来について」信託法研究40号(2015年)31-42頁

(翻訳)ユルゲン・バセドウ(著)・河野俊行(訳)・八並 廉(訳)「景気対策：経済特区か全国的な規制緩和か」法政研究82巻1号(2015年)1-25頁

[学会発表](計4件)

(研究会報告)八並 廉「外国法人を含む複数の法人に対して法人格否認の法理が適用された事例」涉外判例研究会(2016年3月12日、学習院大学)

(研究会報告)八並 廉「性質決定理論再構

築のための予備的考察：写像・像・逆像概念を用いた国際私法の機能及び構造の把握」九州国際私法研究会（2015年12月11日、九州大学）

（招待講演）八並 廉「逆像概念を用いた法性決定理論再構築の可能性」講演会『性質決定研究の現在』（2015年8月27日、香川大学）

（研究会報告）八並 廉「逆像概念を用いた法性決定理論再構築のための序論的研究」育志賞研究発表会（2014年8月20日、東京工業大学）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

八並 廉（YATSUNAMI, Ren）

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：20735518

(2) 研究分担者

（ ）

研究者番号：

(3) 連携研究者

（ ）

研究者番号：